**<　意見書（医師記入）>**

**意　見　書**（医師記入）

　　　　　　　　　　　　　施設長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　入所児童氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　生

　　　　　（病名）　　（該当疾患に☑をお願いします）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 麻しん（はしか）※ |
|  | インフルエンザ※ |
|  | 新型コロナウイルス感染症※ |
|  | 風しん |
|  | 水痘（水ぼうそう） |
|  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
|  | 結核 |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱）※ |
|  | 流行性角結膜炎 |
|  | 百日咳 |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等） |
|  | 急性出血性結膜炎 |
|  | 侵襲性髄膜炎感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　　　　　　　症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

　　　　　　　　　　　年　　月　　日から登園可能と判断します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で

記入することが可能です

　ことが可能です。

＊かかりつけ医の皆さまへ

　　保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ

　防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入

　をお願いします。

＊保護者の皆さまへ

　　上記の感染症について、子どもの病状の回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと

　判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

**医師が意見書を記入することが考えられる感染症**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間(＊) | 登所(園)の目安 |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日経過していること（乳幼児にあっては、３日経過していること） |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日間 | 発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること  ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること |
| 風しん | 発しん出現７日前から７日  後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（みずぼうそう） | 発しん出現１～２日前から皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | 発症３日前から耳下腺腫脹後４日 | 、、の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 結膜熱(プール熱) | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失していた後２日経過していること |
| 流行性結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること  又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症  (Ｏ157、Ｏ26、Ｏ111等) | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること  （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については、出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性膜炎菌感染症  （膜炎菌性膜炎） | － | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

＊感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

参考：こども家庭庁『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023(令和５)年５月一部改訂）』

※かかりつけ医の皆さまへ

　　保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ

　防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記

　入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

　　上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと

　判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。